

第3章 予防事務質疑応答

第1節 一般事項

第1 防火対象物の指定

問1 一般住宅の取扱いで、第41号通達2、(3)の「おおむね等しい場合」とはどういうことか。

答 一般住宅の床面積の合計が令別表対象物の床面積の合計より小さい場合で、一般住宅の床面積の合計と令別表対象物の床面積の合計の差が20%以内の場合をいう。★

(参考)

令別表対象物 60㎡	住宅 40㎡
---------------	-----------

令別表対象物が60㎡の場合の差20%は12㎡。したがって住宅は、48㎡未満であれば令別表対象物に吸収される。

※ 計算については、次問例図2のとおり住宅部分の床面積の合計が令別表対象物の床面積の合計の80%未満であるか否かを基準に考えるとよい。

問2 下図の場合の項の取扱いについて

例図1

(4) 280㎡	(3) 口 100㎡	住宅 10㎡
-------------	---------------	-----------

例図2

(15)		車庫は、住宅と (15)項の共用
(15)	住 宅	
車 庫		

例図3

5F	(15)	100㎡	延べ面積 500㎡
4F	(15)	100㎡	
3F	(15)	100㎡	
2F	(15)	100㎡	
1F	住宅 20㎡	(4) 20㎡	
		(15) 60㎡	

答 例図1の場合、(4)項、(3)項口、住宅の(16)項イとなる。この場合、住宅はどちらにも吸収されない。

例図2の場合、車庫は住宅と(15)項に按分吸収する。

住宅が(15)項の80%未満であれば、住宅は(15)項に吸収され、全体(15)項となる。

例図3の場合(15)項460㎡は(4)項20㎡との合計面積480㎡の90%以上でありかつ(4)項が300㎡未満であるため(4)項は(15)項に吸収。《(15)項480㎡》

住宅は(15)項480㎡の80%未満。

住宅は吸収され全体(15)項。 ★

問3 学習塾等については、昭和48年10月23日付消防予第140号により、令別表第1(7)項の「その他これらに類するもの」に該当するとされているが、その規模等についてご教示願いたい。

答 学習塾等については、第2章第1、第1-2表の(7)項についての補足事項を準用し、占有面積が110㎡以上を(7)項として取り扱い、110㎡未満を(15)項として取り扱われたい。(昭和48年10月23日付け消防予第140号)

問4 下図の場合、令別表第1の何項に該当するか。

ショールーム 140㎡	事務所 140㎡	整備工場 257㎡
----------------	-------------	--------------

自動車販売会社で、利用者は同一でなく、ショールームには車3台を展示、事務所は販売、整備工場の事務に利用し、整備工場は納車時の整備調整と外来の民間車検工場として利用している。

答 (1) 物品の販売行為(物品の授受)がある場合

ショールーム(4)項と工場(12)項イの(16)項イ対象物。事務所は按分する。

(2) 物品の販売行為(物品の授受)がない場合

ショールーム(15)項と工場(12)項イの(16)項ロ対象物。事務所は按分する。

問5 手作り弁当等を調理、販売している対象物で下図のような場合、令別表第1の何項に該当するか。

例図1

厨 房
カウンター

道 路

例図2

厨 房
カウンター
客だまり

道 路

答 例図1、例図2とも客だまり部分の面積いかにかわらず(4)項として取扱うものとする。

問6 セミナーハウスは、令別表第1の何項に該当するか。

答 (5)項ロとして取り扱われたい。

問7 ローラースケート場は令別表第1の何項に該当するか。

答 (2)項ロに該当する。

問8 宗教法人である修道会の修道院は令別表第1の何項に該当するか。

答 修道院とは、修道士の共同生活の場であり、通常、聖堂、会議場、修道士の居室又は共同寝室、食堂その他の共同生活に必要な諸室を備える建築物をいい、令別表第1の(11)項に該当する。

ただし、聖堂、会議場等がなく、宗教活動のない寄宿舎であれば(5)項ロに該当する。

問9 ビデオレンタル店は令別表第1の何項に該当するかご教示願いたい。

答 販売行為がない場合は、(15)項として取扱う。
販売行為がある場合は、(4)項として取扱う。

問10 牛舎等の取扱いについて

(1) 牛舎、鶏舎、豚舎については(15)項として取り扱っているが、同一敷地にある次の対象物はどのように取り扱うのか。

ア 堆肥舎

イ トラクター舎

また、農業用収納舎は、令別表対象外とする旨国の回答があるが、その判定基準はどのようなになっているのか。

答 前段：ア、イとも(15)項として取り扱う。

後段：専業又は兼業農家の収納舎については、規模を問わず令別表対象外とする。

(2) 牛舎等において、暖房のためボイラー等の火気設備又は電気設備を設置した場合、消防用設備等の適用についてはどのように取り扱うのか。

答 設問の場合、周囲の状況や火災発生の危険性等を考慮したうえで、令第32条の規定を適用して差し支えない。

牛舎等の取扱いについては、次の「国からの質疑通達」を参考にされたい。

●農業用収納舎に対する防火対象物としての取扱いについて

(昭和52年5月23日 消防予第108号)

問 このことについて、専業農家又は兼業農家が穀類等の農産物又はトラクター、コンバイン等の農機具類を収納する収納舎で個人住宅に付設するもの又は別であるものについては、消防法施行令別表第1(13)項又は(14)項に掲げる防火対象物に該当するか、否かご教示願います。

答 設問の農業用収納舎は、消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物には該当しない。

●消防法、同施行令及び施行規則に関する執務資料について

(昭和53年9月9日 消防予第179号)

問 次のような形態の鶏舎に対する消防用設備等の設置はどうすべきか。

- 1 木造平屋建延べ面積は3,000㎡である。
- 2 屋根及び壁は波型のトタンで仕上げる。
- 3 窓はビニールで張る。
- 4 建築物内部には照明設備が設けられるが、過電流遮断器を設置する。
- 5 所有は農協で、作業するものは4名程度である。

答 設問の防火対象物は令別表第1(15)項に掲げる防火対象物に該当するものと解する。

なお、当該防火対象物の位置が、周囲に十分な空地を保有する等出火した場合他への延焼のおそれが少ないと認められるものにあつては、令第32条の規定を適用し、消火器を基準通り設置すれば足りるものと解する。

●牛舎等に対する消防用設備の設置について

(昭和54年11月27日 消防予第229号)

問 このことについて、家畜の飼育という特殊な形態であるために消防用設備をどのように設置すべきかご教示願います。なお、建築物の形態等については次のとおり。

建築物の形態等

- 1 鉄骨造2階建、延べ面積1,446㎡である。
- 2 屋根は大波スレート葺、外壁は小波スレートで仕上げる。
- 3 1階部分(地上3m)は、全面開放で家畜の飼育に使用、2階部分は全面スレート張りで飼料の藁を収納する。
- 4 和牛125頭を飼育し、牛舎の周囲の状況は、環境衛生上充分考慮され、田園に続いて山が連なるところの山間いであり、住居等の建物の距離は火災予防上充分な距離が保有されている。
- 5 所有者は個人で、作業員は2名程度である。

答 設問の防火対象物は、消防法施行令(以下「令」という。)別表第1(15)項に掲げる防火対象物に該当するものと解する。なお、設問の場合、令第32条の規定を適用し、消火器を基準通り設置すれば足りるものと解する。

問11 ⇒ (削除)

問12 下図の場合、何項に該当するか。

作業場 150㎡	タイヤ販売店 400㎡
-------------	----------------

答 作業場部分が、販売したタイヤの取り付け等によりのみ使用される場合は(4)項に、それ以外の車の修理等に使用される場合は(16)項イに該当する。

問13 下図の駐車場部分は何項に該当するか。

駐車場	各 1,000㎡
〃	
〃	
〃	
パチンコ店	

答 駐車場部分がパチンコ店専用の場合は(2)項ロの従属部分に、時間駐車等でその他の者が利用する場合は(13)項イに該当する。

問 14 2階は清掃用品レンタル会社の配送用事務所で、1階はその品物を一時的に保管する倉庫である対象物は、何項に該当するか。

答 令別表第1(15)項に該当する。

問 15 ⇒ (削除)

問 16 長屋の取扱いについて

長屋の取扱いについては、同一形態であっても共同住宅として取り扱っている例があるので、次の場合どのように取り扱うかご教示ください。※別添例図1～6

答 例図1、4、6は1階長屋、2階共同住宅の(16)項ロとする。

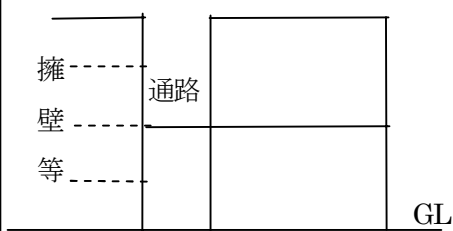
例図2、3、5は共同住宅とする。

ただし、原則として次のように取り扱う。

1. 建築構造的な部分（階段、廊下等）を共用する場合は共同住宅とする。
2. 建基法上床面積として算入される部分を共用する場合は共同住宅とする。
3. 通路幅は、1. 5m以上とする。（建基令第128条）

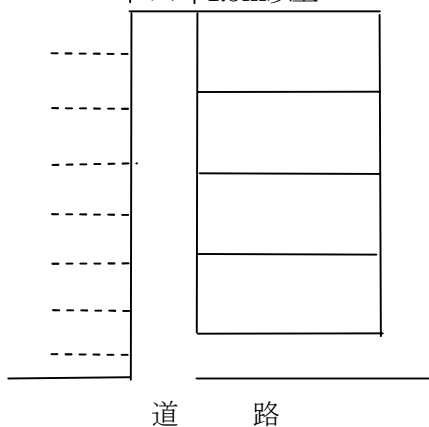
なお、1. 5m未満の場合は共用部分として取り扱う。

例図1（1階長屋）



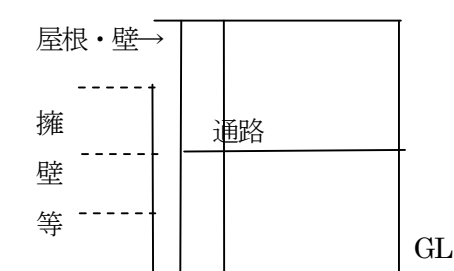
（断面図）

1.5m以上

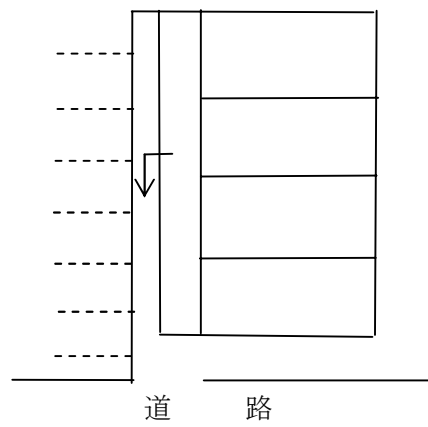


（1階平面図）

例図2（共同住宅）



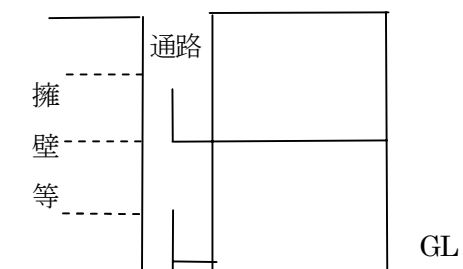
（断面図）



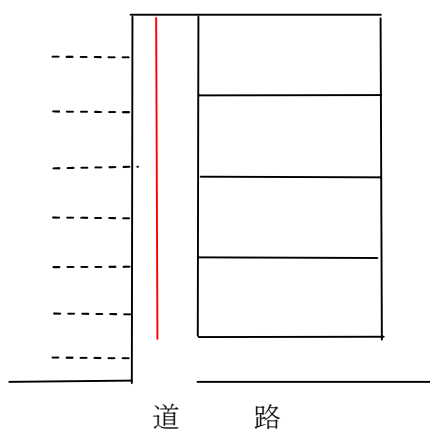
（1階平面図）

壁があるため、↓ のように行けない。

例図3（共同住宅）



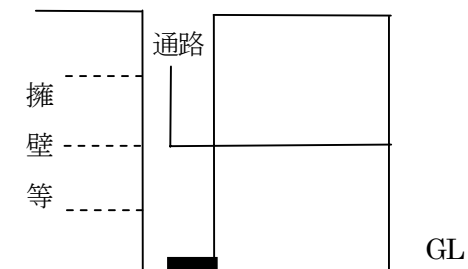
（断面図）



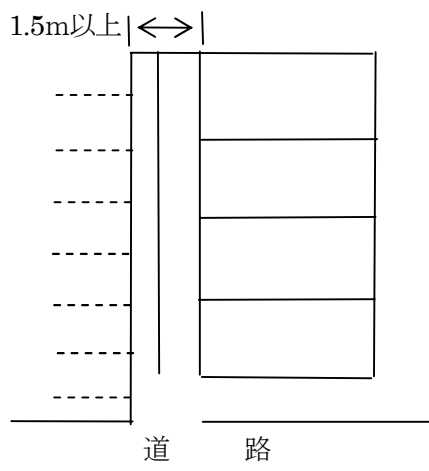
（1階平面図）

1階通路に手すり等がある。

例図4（1階長屋）



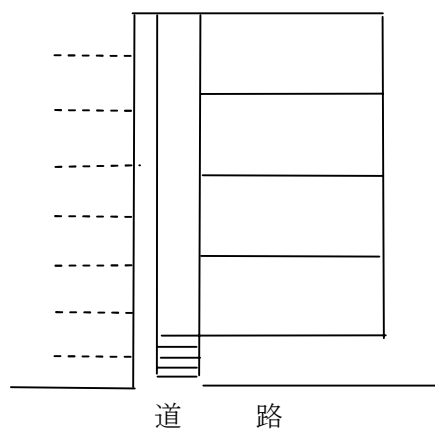
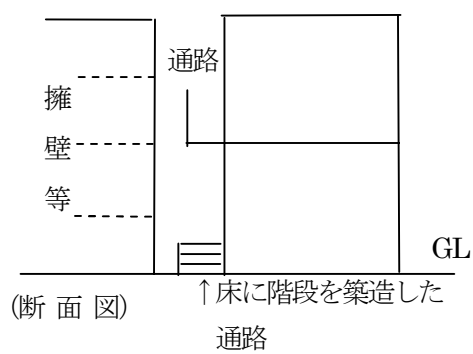
（断面図） ↑床のみ築造した通路



（1階平面図）

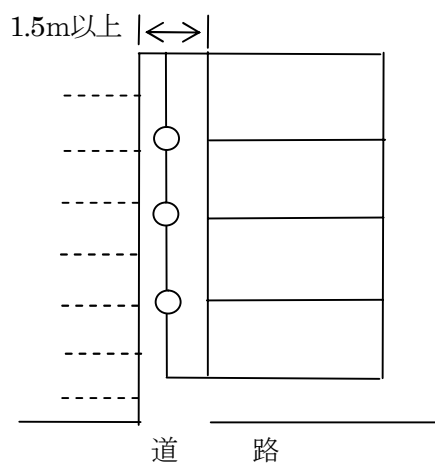
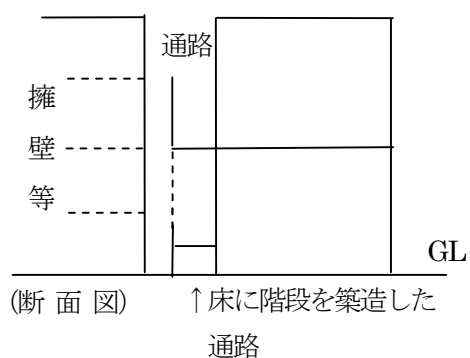
長屋の前に通路として建造してある。

例図5（共同住宅）



通路に階段が築造してある。
通路の壁、柱に関係なく共同住宅。
(階段を上がることにより、通路は共用部分)

例図2（1階長屋）



1階通路は、手すり等なく、2階通路用の柱のみ。
(○は、柱)

以上の取扱いであるが、特殊な形態の場合はそのつと協議するものとする。

問 17 地区公民館等の令別表第 1 の項の取扱いについてご教示願いたい。

答 地区公民館、コミュニティーセンター及び地区ふれあいセンター等の取扱いについては、従来令別表第 1(1) 項口の集会場としてとらえ、小規模（延面積 300m²未満、階数 2 以下等）なものについては令第 32 条を適用し設備の免除等を行ってきたが、第 2 章第 1 「政令別表第 1 に掲げる防火対象物の取扱い」第 1－2 表(1) 項口及び(15)項の定義どおり取り扱う。

これらの場合についても、項の取扱いの定義・実態を十分考慮し判断すること。 ★

コミュニティーセンターとは（参考）

地域の生活の場における交流の形成と文化活動、集会などの活動拠点の形成を意図した施設。狭義には総務省のモデルコミュニティーセンターの指定を受けて設けられた施設。広義には、その類似施設（公民館など）を住民の自主管理などの特徴を持たせてこの名称をつける場合がある。集会場、公民館、図書館、小学校、保育園、体育施設、保健所、店舗、児童公園などの一郡の建物と広場や緑地で構成される。（建築大辞典より）

問 18 ⇒（削除）